

回 答 票

湯浅町水道事業会計システム更新業務について、次のとおり回答いたします。

質問内容	①実施要領「9. 業務提案書等の作成及び提出 (2)業務提案書等の提出様式 ③」につきまして、システム機能要件確認書は紙媒体での提出は不要という認識でよろしいでしょうか。 ②実施要領「11. プレゼンテーションの実施」につきまして、提案書とは別に、デモンストレーションにあたり内容に沿った説明書を準備してもよろしいでしょうか。準備してもよい場合、資料の制約や提出部数、提出期限をご教示いただけますでしょうか。 ③仕様書「7.機器仕様 (1)サーバ」につきまして、サーバはタワー型でよろしいでしょうか。また、タワー型の場合、ディスプレイやマウス、キーボード等の調達は不要(既設機器を利用)という想定でよろしいでしょうか。 ④仕様書「7.機器仕様 (1)サーバ」につきまして、ウイルス対策ソフトのインストールは必要でしょうか。ソフトに指定がある場合は、合わせてご教示ください。 ⑤仕様書「10.データ移行・マスタ設定」につきまして、移行元のデータについてはご契約後すぐに貴町より紙媒体又は Excel データ等でご提供いただける認識でよろしいでしょうか。 ⑥システム機能要件確認書 No.64 及び 69 の「リアルタイム」とは日締め処理などの特別な処理を行うことなく数値が反映されているという認識でよろしいでしょうか。 ⑦システム機能要件確認書 No.139の「実施計画明細書等」につきまして、現行利用されている様式をご提示いただけますでしょうか。また、前年度比較が必要な実施計画明細書等は科目のどのレベル(目レベル、節レベル、細節レベル)で比較されておられますでしょうか。 ⑧「湯浅町水道事業会計システム更新業務仕様書」の P4 にある「9. システムの構成に対する要求機能 (1)Web 方式のシステムであること。また、システムを利用する端末ではほかの業務用システムも稼働しているため、端末への他のソフトウェアおよび
-------------	---

	アドオンのインストールを認めない。」につきまして、「湯浅町水道事業会計システム機能要件確認書」の番号3及び9に書かれているとおり、湯浅町が認めるソフトウェアを除くと考えてよろしいでしょうか。 ⑨「湯浅町水道事業会計システム機能要件確認書」の番号 77 につきまして、参照するのは、前受金の調定伝票でもよいと考えてよろしいでしょうか。 ⑩「湯浅町水道事業会計システム機能要件確認書」の番号119につきまして、指定金融機関を複数管理ができ、月別に切り替えることができればよいと考えてよろしいでしょうか。
回答内容	①お見込みのとおりです。 ②説明書は可とする。資料の制約や提出部数、提出期限については、提案書の提出様式及び提出期間に準ずることとする。 ③お見込みのとおりです。 ④ウイルス対策ソフトは必要です。またソフトの指定については、別途受注業者と協議とする。 ⑤お見込みのとおりです。 ⑥お見込みのとおりです。 ⑦現行利用している様式については、後日提示します。また比較については目レベルとなります。 ⑧問題ないです。 ⑨問題ないです。 ⑩当事業体側の支払口座については、お見込みのとおりです。